

利 用 上 の 注 意

- 1 本報告書は、姫路市が独自で集計したもので、後日経済産業省が公表する確定数とは相違することがあります。
- 2 姫路市は、平成18年3月27日に近隣4町（家島町、夢前町、香寺町、安富町）と合併しましたが、合併以前の調査結果については、合併した4町の数値は含んでいません。
- 3 調査期日現在において、操業準備中及び操業開始後未出荷のもの並びに休業中の工場は除いています。
- 4 統計表の記号は次のとおりです。
『－』 該当なし
『…』 不明
『0.0』 単位未満
『△』 負 数
『X』 事業所数が1又は2の場合、秘密保持のために数値を秘匿したものです。また、前後の関係及び他市町との関係から「X」の数値が判明する場合は、3以上の事業所に関する数値も「X」としています。
- 5 構成比等は、端数を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。
- 6 この報告書における「校区」とは、姫路市立学校校区規則（昭和28年教委規則第2号）第2条に規定する小学校の校区に準じたものです。なお、平成21年4月1日に城南小学校区と城巽小学校区が統合され白鷺小学校区となりました。また、平成22年4月1日に山之内小学校区と前之庄小学校区が統合され前之庄小学校区となりました。
- 7 「集計結果」並びに「統計表」中の産業名（中分類）は、次のとおり省略しています。

中分類	略称
食料品製造業	食料品
飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ
繊維工業	繊維工業
木材・木製品製造業	木材・木製品
家具・装備品製造業	家具・装備品
パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
印刷・同関連業	印刷・同関連業
化学工業	化学工業
石油製品・石炭製品製造業	石油製品・石炭製品
プラスチック製品製造業	プラスチック製品
ゴム製品製造業	ゴム製品
なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革・同製品
窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品
鉄鋼業	鉄鋼業
非鉄金属製造業	非鉄金属
金属製品製造業	金属製品
はん用機械器具製造業	はん用機械
生産用機械器具製造業	生産用機械
業務用機械器具製造業	業務用機械
電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品・デバイス
電気機械器具製造業	電気機械
情報通信機械器具製造業	情報通信機械
輸送用機械器具製造業	輸送用機械
その他の製造業	その他

- ８ 平成１９年１１月に日本標準産業分類が改訂されたため、工業統計調査においても産業分類が変更されました。主な変更内容は以下のとおりです。

◎工業統計調査用産業分類新旧対応表

旧分類		新分類	
産 業 名 称		産 業 名 称	
９	食料品製造業	→	９ 食料品製造業
１０	飲料・たばこ・飼料製造業	→	１０ 飲料・たばこ・飼料製造業
１１	繊維工業（衣類・その他の繊維製品を除く）	→	１１ 繊維工業
１２	衣服・その他の繊維製品製造業	→	
１３	木材・木製品製造業（家具を除く）	→	１２ 木材・木製品製造業
１４	家具・装備品製造業	→	１３ 家具・装備品製造業
１５	パルプ・紙・紙加工品製造業	→	１４ パルプ・紙・紙加工品製造業
１６	印刷・同関連業	→	１５ 印刷・同関連業
１７	化学工業	→	１６ 化学工業
１８	石油製品・石炭製品製造業	→	１７ 石油製品・石炭製品製造業
１９	プラスチック製品製造業	→	１８ プラスチック製品製造業
２０	ゴム製品製造業	→	１９ ゴム製品製造業
２１	なめし革・同製品・毛皮製造業	→	２０ なめし革・同製品・毛皮製造業
２２	窯業・土石製品製造業	→	２１ 窯業・土石製品製造業
２３	鉄鋼業	→	２２ 鉄鋼業
２４	非鉄金属製造業	→	２３ 非鉄金属製造業
２５	金属製品製造業	→	２４ 金属製品製造業
２６	一般機械器具製造業	→	２５ はん用機械器具製造業
		→	２６ 生産用機械器具製造業
		→	２７ 業務用機械器具製造業
２７	電気機械器具製造業	→	２９ 電気機械器具製造業
２８	情報通信機械器具製造業	→	３０ 情報通信機械器具製造業
２９	電子部品・デバイス製造業	→	２８ 電子部品・デバイス・電子回路製造業
３０	輸送用機械製造業	→	３１ 輸送用機械器具製造業
３１	精密機械器具製造業	→	
３２	その他の製造業	→	３２ その他の製造業

- ９ 産業分類改訂に伴う本報告書の留意点は、平成１３年以前の数値には「もやし製造業」、「新聞業」及び「出版業」が含まれています。また、平成１３年以前の旧「電気機械器具製造業」の数値は、平成１４年以降の「電気機械器具製造業」に一括して記載しています。

１０ 集計項目の変更等

- 平成１９年の対前年増減率は、平成１９年に脱漏事業所及び構内請負事業所の捕捉作業を行ったため、「事業所」「従業者数」は、当該捕捉事業所数を除いた数値で算出しています。
- 平成１９年調査から、製造業の実態をよりの確に捉えるため、製造以外の活動も含めた調査内容にしました（製造品出荷額等に「その他収入額（転売収入など）」を、原材料使用額に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を項目追加）。そのため、「製造品出荷額等」「付加価値額」については、平成１８年以前の数値と接続しません。
- 平成２０年の中分類ごとの対前年増減率等は、改訂後の日本標準産業分類を適用したため、注釈がないかぎり１９年の数値を２０年の分類で再集計し計算したものです。